泉南市教育委員会 様

泉南市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 津 戸 正 広

事件名:泉南市個人情報開示決定(令和4年泉南教委指第1250号)の件

諮問日:令和4年11月29日(令和4年諮問第1号)

答 申 書

第1 審査会の結論

別表に掲げる部分以外については、開示すべきである。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、泉南市個人情報保護条例(平成19年泉南市条例第3号。以下「条例」という。)第12条第1項に基づき、令和4年8月22日付けで「①〇〇〇〇の教育委員会・学校のやりとり全体、2017~2022会話、通話全体が示された文章②〇〇〇、小中学校在席中の学校、教育委員会での会議記録(〇〇〇に関わるもの全て) ③〇の小学校の修学旅行欠席けってい会議議事録」(原文ママ)(以下「本件対象文書」という。)の個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 処分庁は、本件開示請求に係る個人情報として、「個人の評価、指導、相談に関する 内容」及び、「事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある内容」 について非開示部分とし、本件対象文書を一部開示とする泉南市個人情報開示決定(以 下「本件処分」という。)をし、令和4年9月5日付けで、その旨及び理由を請求者に 対して通知した。なお、理由については、「条例第13条第1項第2号及び第3号に該 当」としたものである。
- 3 審査請求人は、令和4年9月16日付けで条例第25条の規定により、本件処分を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。
- 4 審査庁は、行政不服審査法(平成26年法律第63号)第29条第2項の規定により

弁明書の作成を処分庁に求め、処分庁は令和4年10月17日付けで弁明書を提出した。

5 審査請求人は弁明書に対し、行政不服審査法第30条第1項の規定に基づき、反論書 を提出した。

第3 審査請求の主張の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分について非開示にした部分について、条例第13条 第1項第2号の規定には該当せず、また、条例第13条第1項第3号に該当することの 具体的説明を欠いていること及び同号を理由に非開示とすることは認められないとする ものである。

第4 処分庁の説明の要旨

処分庁は、令和4年8月22日付けで審査請求人からなされた本件開示請求のうち、本件対象文書について、条例第13条第1項第2号及び第3号に基づき、個人の評価、指導相談に関する内容、また、開示することにより今後の市長部局に設置される泉南市いじめ再調査委員会(以下「委員会」という。)における調査等事業事務の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある内容については、非開示とすることとし、一部開示とした。

また、審査請求人から本件開示請求がなされた時点において、審査請求人が委員会による調査を希望されていることから、これらの資料等が今後、委員会の調査資料となる可能性が高いことから、条例第13条第1項第2号に基づき一部開示とした。

これらの一部開示について、処分庁の意見としては、本件対象文書については今後の 委員会の調査に係る資料となることから、先に審査請求人に開示することにより、今後 開かれていく委員会の事務事業の適正かつ公平な執行に著しい支障を及ぼしかねない点 を第一に考慮するとともに、委員会の調査終了後には条例に基づき、開示できる範囲で 対応する意向を示している。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査するに当たり、本件処分について、その大部分について非開示処理をした一部開示情報であり、開示への最大限の努力を行っているとは言い難いものとなっている。また、開示決定した情報からどのような根拠や意図をもって開示又は非開示の判断を行ったのか推察又は理解することが困難であった。そのため当審査会は、処分庁が一部開示の理由とした「条例第13条第1項第2号及び第3号に該当」としたその根拠や意図について改めて考え方を示すとともに、その上で開示部分を補正する必要があると考えるのであれば、処分庁において開示部分を補正した素案を改めて作成するとともに、補正理由の説明を求めた結果、次のとおり判断する。

1 条例第13条第1項第2号該当性について

個人情報開示請求時点において〇〇〇氏についてはすでに死亡されており、また、〇〇氏については義務教育課程を修了しているため、その法定代理人である審査請求人に対し本件対象文書の一部を非開示とすることは、条例第13条第1項第2号に規定されている「個人の評価、診断、指導、判定、相談、選考等に関するものであって、本人に知らせないことが適当と認められるもの」に該当しないと判断する。

また、処分庁は本件処分を「今後、委員会の調査資料となる可能性が高い」ことを理由としてその大部分を非開示としたが、これを理由とした本件処分は適切ではないと判断する。

2 条例第13条第1項第3号該当性について

条例第13条第1項第3号に定めるところの「開示することにより事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」について、本件対象文書について以下のものが該当すると判断する。

- ①スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー業務に係る記録
 - 一部でも開示されることにより相談者との信頼関係が損なわれることを懸念して、当たり障りのない評価・所見しか記述できなくなるおそれや資料の作成及び提供をちゅうちょする事態を招くなど、今後の学校における生徒指導について公正又は円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- ②要保護児童対策地域協議会に係る記録
 - 一部でも開示されることにより関係機関等の対応方針を明らかにするおそれがあり、関係機関等との信頼関係の構築又は維持に支障を及ぼし、今後の児童福祉相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- ③○○○氏、○○○氏及び審査請求人を除く個人名及び個人名が特定されるメールア ドレス

これらが開示されることにより、資料作成者等が委縮するなどして、適正な資料の作成に支障をきたし、各事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。なお、これらの情報については、条例第13条第1項第4号に規定されている「本人以外のものに関する情報が含まれている場合であって、開示することにより本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの」にも該当すると思料する。

第6 結論

以上により、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別表)

	非開示とすべき部分	非開示の理由
1ページ	校長、教諭、講師、指導主事、市職員の氏名	条例第13条第1項
~135ページ	及びこれらの氏名が特定されるメールアド	第4号に該当
	レス	
143ページ	2行目、3行目及び見出し以外の全て	条例第13条第1項
		第3号に該当
145ページ	教諭の氏名	条例第13条第1項
		第4号該当
151ページ	枠内1行目日時及び学校名以外の全て	条例第13条第1項
		第3号に該当
152ページ	全て	条例第13条第1項
		第3号に該当
153ページ	枠内1行目日時及び学校名以外の全て	条例第13条第1項
		第3号に該当
154ページ	児童名及び教諭氏名	条例第13条第1項
		第4号に該当
155ページ	枠外表題及び枠内1行目日付け以外の全て	条例第13条第1項
		第3号に該当
156ページ	経過を現す記号を除く全て	条例第13条第1項
		第3号に該当
157ページ	枠外表題及び枠内1行目日付け以外の全て	条例第13条第1項
		第3号に該当
173ページ	担任氏名	条例第13条第1項
~174ページ		第4号に該当